

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区条例第一号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号中「公民権行使等休暇」の下に「、出生サポート休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

令和四年三月三日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項各号中「公民権行使等休暇」の下に「、出生サポート休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区エコー広場館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第三号

東京都北区エコー広場館条例の一部を改正する条例

東京都北区エコー広場館条例（平成五年十二月東京都北区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中東京都北区北ノ台エコー広場館の項及び東京都北区赤羽エコー広場館の項を削る。

第四条の二第二項を削る。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条の二第二項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区谷村教育基金条例を廃止する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第四号

東京都北区谷村教育基金条例を廃止する条例

東京都北区谷村教育基金条例（平成十五年三月東京都北区条例第一号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区条例第五号

東京都北区情報公開条例の一部を改正する条例

東京都北区情報公開条例（平成十二年十二月東京都北区条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報」の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報」の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第六号

東京都北区個人情報保護条例の一部を改正する条例

東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第九項」に改める。

第二十六条第五項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十四条の二中「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十三条」を「法第十四条」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十六条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第七号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年十月東京都北区条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十三の項を十四の項とし、十二の項の次に次のように加える。

十三 区長

心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二に次のように加える。

十九 区長

心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

住民票関係情報、障害者自立支援関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び社会

この条例は、令和四年六月一日から施行する。

付 則

生活のために法的に支  
援する  
ための  
法律  
第七  
条に  
規定  
する  
こと  
は、  
この  
条例  
によ  
り行  
われ  
る。

東京都北区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第八号

東京都北区職員定数条例の一部を改正する条例

東京都北区職員定数条例（昭和五十年三月東京都北区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千五百五人」を「千五百六十五人」に、「二千六百八十三人」を「二千七百四十三人」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第九号

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十一」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十号

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区長等の給料等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十

三号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区条例第十一号

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
東京都北区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十二月東京都北区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第十二号

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区営住宅条例（平成九年十二月東京都北区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「を含む」を「及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。以下同じ」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区条例第十三号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十六の項中「、第六十三条第三項第五号イ」を「若しくは第六十三条第三項第五号イ」に改め、「若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ若しくは第七号イ」を削り、同表百二十八の項中「、第六十三条第三項第六号」を「若しくは第六十三条第三項第六号」に改め、「若しくは第六十八条の六十九第三項第六号若しくは第七号ロ」を削り、同表百三十四の項を次のように改める。

<p>百三十四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
--	---	-------------------	-----------------

数料

別表第一の百三十七の項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同項額の欄を次のように改める。

一件につき 五百円  
ただし、端末機による交付については、一件につき三百円とする。

別表第一の百三十七の項を同表百三十八の項とし、同表百三十六の項の次に次のように加える。

百三十七 建築基準法第十二条第八項に規定する台帳に記載した事項に関する証明書の交付	建築台帳等 記載事項証明書 交付手数料
一件につき 五百円 ただし、北区の地図情報システム（電磁的方式により記録された建築物等に関する情報を電子計算機を使用して処理するシステム	交付申請のとき。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の百三十四の項の改正規定 公布の日

二 別表第一の七十六の項及び百二十八の項の改正規定 令和四年四月一日

( 経過措置 )

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号に規定する認定の申請に対する審査については、前

テムをいう。）を利用した端末機で、証明書等を交付する機能を有するもの（次項において「端末機」という。）による交付については、一件につき三百円とする。

項 第二号に掲げる規定による改正前の東京都北区手数料条例別表第一の七十六の  
項及び百二十八の項の規定は、なおその効力を有する。

東京都北区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第十四号

東京都北区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都北区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和二十八年七月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

〇〇二、四一
〇〇四、一一一
〇四五、八
〇七二、四
〇九九、二
〇〇七、一
〇二八、一
八五〇
六四〇
〇二四
〇一九
一六一
〇〇二、四一
〇〇三、〇二
〇〇二、四一
〇二七、四
〇六、九八〇
二四二
七一
〇一七
〇〇二、四一

〇〇四、〇一
〇四四、六
〇〇五、六一
〇〇二、一一一
〇七九、七

を

〇〇七、六一
〇〇八、四一
〇〇〇、〇〇
〇一〇、五
〇〇五、三
〇〇〇、二
〇〇五、一
〇〇〇、一
〇七五
〇〇五
〇三四
〇一九
〇〇七、六一
〇〇四、三二
〇〇七、六一
〇一〇、五
八、一八〇

五〇
八三
八三〇
一七、〇〇〇
一二、四〇〇
七、七二〇
一九、三〇〇
一四、三〇〇
九、三五〇

に、

一四、二〇〇
一〇一、六〇〇
一一〇三、三〇〇
一一〇、三〇〇
一一〇〇
一一、三〇〇
一一〇、三〇〇
一一〇、三〇〇
二〇〇
九、〇六〇
六、一〇〇
一〇、一〇〇

を

一六、七〇〇
一一七、〇〇〇
一一三四、〇〇〇
一一三、四〇〇
一一三〇
一一三、三〇〇
一一三、四〇〇
一一三、四〇〇
一一三〇
一〇、四〇〇
七、〇一一〇
一一、七〇〇

に、

一四、一一〇〇
一一〇、三〇〇
七、一一〇〇
一一〇、三〇〇

を

一六、七〇〇
--------

一一三、四〇〇
八、六四〇
一一三、四〇〇

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都北区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

東京都北区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第十五号

東京都北区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

東京都北区公共溝渠管理条例（昭和二十八年七月東京都北区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「三百三十円」を「三百九十円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区公共溝渠管理条例第九条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第十六号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例

東京都北区立公園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東京都北区立滝野川三丁目公園 東京都北区滝野川三丁目五十二番一号

東京都北区立赤羽台けやき公園 東京都北区赤羽台一丁目六番二十三号

別表第三中「一、五八三元」を「一、八五六円」に、「七〇三元」を「八二五円」に、「一、一七三元」を「一、三七五円」に、「八六五円」を「一、〇三八円」に、「九、三六〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一、六五七円」を「一、九一二円」に、「一四、六二五円」を「一六、八七五円」に、「三九円」を「四五円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 別表第三の改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都北区立公

園条例の規定により、既に納付すべきものとされている当該改正規定の施行の日  
以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十七号

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例

東京都北区立児童遊園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の(1)中「一、五八三円」を「一、八五六円」に、「七〇三元」を「八二五円」に、「一、一七三円」を「一、三七五円」に、「九、三六〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一四、六二五円」を「一六、八七五円」に、「八六五円」を「一、〇三八円」に改め、同表の(2)中「三九円」を「四五円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都北区立児童遊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第十八号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イ中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第十四条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して東京都北区規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第十五条第一項中「前条第二号イ及びロのいずれにも該当する」を「前条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して東京都北区規則で定める」に、「当該会計年度任用職員」を「、当該会計年度任用職員」に改める。

第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第十八条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したとその他のこれに準ずるものとして東京都北区規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の東京都北区規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の東京都北区規則で定める措置を講じな

ければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようになければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の実施

二 育児休業に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、東京都北区規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第三号イに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第十四条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して東京都

北区規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それぞれこの条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十九号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項各号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第十四条の三中「第十九条の二」の下に「及び第十九条の四」を加え、同条第一号ハ中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号ニ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同条第二号ニ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十五条の四第一号中「百分の七・一三」を「百分の七・一六」に、「百分の五十七」を「百分の五十四」に改め、同条第二号中「三万八千八百円」を「四万二千円」に、「百分の四十三」を「百分の四十六」に改める。

第十五条の八中「及び第十九条の二」を「、第十九条の二及び第十九条の四」に、「六十三万円」を「六十五万円」に改める。

第十五条の九中「第十九条の二」の下に「及び第十九条の四」を加え、同条第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十五条の十二第一号中「百分の二・四一」を「百分の二・二八」に、「百分の五十六」を「百分の五十四」に改め、同条第二号中「百分の四十四」を「百分の四十六」に改める。

第十五条の十六中「及び第十九条の二」を「、第十九条の二及び第十九条の四」に、「十九万円」を「二十万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・二五」を「百分の二・三九」に改め、同条第二号中「一万七千元」を「一万六千六百元」に改める。

第十九条中「定める額」の下に「若しくは第十九条の四各号に定める額」を加える。

第十九条の二の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条中「六十三万円」を「六十五万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改め、同条第一号イ中「二万七千六百十円」を「二万九千四百七十円」に改め、同号ハ中「一万九千九百円」を「一万九千六百二十円」に改め、同条第二号イ中「一万九千四百円」を「二万五千五百円」に改め、同号ハ中「八千五百円」を「八千三百円」に改め、同条第三号イ中「七千七百六十円」を「八千四百二十円」に改め、同号ハ中「三千四百円」を「三千三百二十円」に改める。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに規定する金額を減額した世帯 六千三百十五円

ロ 第十九条の二第二号イに規定する金額を減額した世帯 一万五百二十五円

ハ 第十九条の二第三号イに規定する金額を減額した世帯 一万六千八百四十

円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万五千五十円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号ロに規定する金額を減額した世帯 千九百八十円

ロ 第十九条の二第二号ロに規定する金額を減額した世帯 三千三百円

ハ 第十九条の二第三号ロに規定する金額を減額した世帯 五千二百八十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 六千六百円  
付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の九、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

東京都北区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第二十号

東京都北区議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都北区議会委員会条例（昭和三十一年十一月東京都北区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「健康福祉部」を「福祉部及び健康部」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。